

伐採事業者と造林事業者の連携等による伐採と再造林のガイドライン

令和3年9月1日

福島県森林整備課

I ガイドラインについて

1 はじめに

福島県内の森林の多くが本格的な利用期を迎えている中で、山元立木価格の低迷による、森林所有者の施業意欲の減退等により森林所有者が主伐後の再造林を望まないケースが見られるようになってきています。しかし、持続的な森林経営のためには、伐採後の再造林は必要不可欠であり、再造林が可能となるように主伐作業や再造林作業の効率化を図っていくことが重要です。

そこで、主伐作業と再造林作業の効率化を図るため、森林所有者と伐採事業者、造林事業者が再造林に対する意識を共有するとともに、主伐後の再造林を促進するためのしくみづくりに向けたガイドラインを作成しましたので、森林所有者や伐採事業者、造林事業者の連携の一助として御活用ください。

2 ガイドラインの目的

このガイドラインは、森林所有者、伐採事業者、造林事業者が連携した、再造林コストの低減に有効な伐採と造林の一貫作業システムの構築を促進し、主伐後の確実な再造林を推進することを目的としています。

3 本ガイドラインの対象行為及び対象者

このガイドラインの対象とする行為は、福島県内の民有林内における主伐（皆伐）及び再造林とし、対象者は伐採事業者（立木の素材生産を行う事業者又は伐採指示の権限を有する者）及び造林事業者（人工造林や下刈、除伐、保育間伐等の保育作業を行う事業者又は造林保育指示の権限を有する者）とします。

4 その他

本ガイドラインは、福島県の「意欲と能力のある林業経営者」に選定されるために作成が必要な「伐採・造林に関する行動規範」の参考となるよう作成したものです。

以下伐採事業者と造林事業者の行動規範として、1～4の項目を参考して盛り込むことを推奨する。

II 伐採と造林作業の連携等に関するガイドライン

1 伐採・更新計画の作成及びその他の手続き等

(1) 伐採・更新計画の作成

伐採事業者と造林事業者は、伐採する前から連携して、「伐採・更新計画書」（別紙様式1）を作成する。

伐採・更新計画は、伐採事業者と造林事業者が役割、費用の分担の取り決めを行ったうえで、次の事項に留意して作成する。

ア 伐採事業者と造林事業者は、森林所有者に伐採及び更新の方法のほか、伐採に伴う収支、再造林及びその後の保育に係る経費等について説明を行った上で、伐採・更新計画を作成し、立木売買契約等の締結までに同意書を作成する等、森林所有者から同意を得る。

イ 伐採跡地を確実に更新し、かつ森林所有者の更新費用の負担軽減につながる連携手法とする。また、急傾斜、岩石地等の崩壊のおそれのある森林、又は植栽等による更新が難しい森林を避ける等、収益が最大化するよう努める。

ウ 必要に応じて再造林のための補助作業等を計画する。

エ 伐採・更新計画に添付する区域図は、伐採計画区域だけでなく、可能な限り周辺の森林整備及び路網整備が計画された市町村森林整備計画や森林経営計画を盛り込み、伐採事業者と造林事業者の連携による施業の集約化を図る。

オ 伐採事業者は、伐採を予定する森林の森林経営計画の作成状況について森林所有者又は森林経営計画作成者や森林経営計画認定者に確認を行う。森林経営計画が未作成の場合は、造林事業者等が行う森林経営計画作成や、計画対象森林の追加（計画変更）に積極的に関与し、計画変更に努める。

カ 森林認証対象森林においては、伐採事業者は事前に認証取得者と調整を行うとともに、森林管理計画に即して伐採・更新計画を作成する。

キ 伐採事業者と造林事業者が同じ場合でも伐採・更新計画を作成する。

ク 伐採事業者及び造林事業者は森林法や、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律等の関係法令を遵守する。

ケ 作成した伐採・更新計画は、伐採事業者と造林事業者及び森林所有者がそれぞれ保管し、県、市町村から求められた場合は、情報の提供に努める。

コ 伐採事業者と造林事業者は、ガイドライン遵守に係るチェックシート（参考様式）等により、作成した伐採・更新計画に対する事後評価を行い、各自保管する。

（2）立木売買契約、許可・届出、制限の確認

ア 伐採事業者は、土地や立木の権利関係や法令による制限行為、過去の造林補助事業等の履歴を確認したうえで森林所有者と立木売買契約を締結する。

イ 伐採事業者は立木売買契約を締結する際には、森林所有者と共に現地において所有界（契約地界）の確認を行う。契約対象森林に他の所有者の森林が隣接する場合は隣接所有者と、林地開発予定箇所と隣接する場合は当該開発関係者と共に境界の確認を行う。

ウ 伐採事業者は、森林法等の関係法令を遵守するとともに、予め伐採にあたり必要な許可申請や届出の手続きを行う。

2 伐採

- (1) 伐採事業者は伐採を行う前に、森林所有者や造林事業者と共に現地において伐採区域の確認を行う。なお、立木売買契約締結時に、森林所有者と伐採区域の確認が既に出来ていれば、森林所有者の立ち会いを省略できる。
- (2) 伐採事業者は現地作業の着手に先立ち、作業従事者に伐採・更新計画の内容及び危険箇所、危険作業等の周知を行い、必要に応じて立て看板を設置する。作業内容の一部又は全部を他の事業体へ請け負わせる時は、伐採・更新計画の遵守を請負の条件とする。
- (3) 伐採事業者は、伐採・更新計画に基づき必要に応じて路網、土場を開設して伐採を行う。路網及び土場は必要最小限の土工とする他、本ガイドラインに記載の無いものについては、「福島県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 森第 2781 号 森林整備課長通知）」に基づき適切に実施するとともに、レッドリストに記載のある生物が生息する場合は特に環境に配慮して開設を行う。
- (4) 伐採事業者と造林事業者は定期的に作業の進捗状況の共有を図る。
- (5) 伐採事業者は、再生可能資源の利用促進及び再造林の地拵え経費縮減のため、伐採木は極力搬出するとともに、伐採に伴い発生する枝条については、バイオマス利用を促進する。
- (6) 伐採事業者が枝条等の残材を現場に残す場合は、造林事業者、森林所有者と調整のうえ、林地で雨水を堰き止め崩壊を誘発すること等がないよう片付け方に十分注意するとともに、巨大な枝条残材の山積みは避ける。本ガイドラインや福島県森林作業道作設指針によらない、明らかに不適切な片付け方を行っている現場において、災害が発生した場合は、事業者が責任をもって対処する。
- (7) 一時的に利用した路網は、森林所有者との取り決めに応じて埋め戻すなど、植生の回復を促す。その後も使用する路網は、管理者が作業により荒れた箇所の補修を行う。また、伐採事業者が運材に使用した道路等は、管理者の取り決めに応じて、必要な補修等を行う。

3 再造林

- (1) 再造林は、伐採・更新計画に基づき行う。
- (2) 造林事業者は、現地作業の着手に先立ち、作業従事者へ伐採・更新計画の内容及び危険箇所の周知を行う。作業内容の一部又は全部を他の事業体へ請け負わせる時は、伐採・更新計画の遵守を請負の条件とする。
- (3) シカ（ニホンジカ）等の獣害の多い箇所については、適宜、柵や忌避剤等の対策を検討するものとする。

- (4) 造林事業者は、苗木の予約を農林種苗農業協同組合へ事前に行い、伐採・更新計画に記載する等、計画的な苗木の調達に努める。
- (5) 伐採作業の遅れや苗木の調達等の関係で一貫作業の実施等が困難となった場合でも、造林事業者は伐採後できる限り速やかに植栽を行うなど、造林経費の低減に努める。

4 健全な事業活動

- (1) 伐採事業者及び造林事業者は、労働安全衛生法を始めとする関係法令を遵守し、労働災害の防止に取り組むとともに労働条件や労働環境の改善に取り組む。
- (2) 伐採事業者及び造林事業者は、日常の業務を通じた技術の習得のほか、技術向上に係る研修への計画的な派遣に努める。また、高性能林業機械を活用した作業システムによる効率的な施業を実施できる人材の育成を促進し、生産性の向上を図る。
- (3) かかり木処理やチェーンソーによる伐木作業等に関する厚生労働省のガイドライン、林業・木材製造業労働災害防止規程等を備え、具体的な事項についてはこれを確認しながら作業を行う。
- (4) 現場には作業主任者、特別教育修了者等の必要な資格を持つ者を配置するとともに、緊急連絡体制を整備する。
- (5) 現場作業実施前の危険予知ミーティング（KYミーティング）や、定期的な安全パトロール等により、危険要因の排除に努める。また、死亡事故が多発しているかかり木処理作業など伐木造材作業や、車両系林業機械の運転作業について、安全教育等を通じて安全作業を徹底する。
- (6) 健康診断を定期的実施するとともに、熱中症の予防、振動障害の予防、ハチ毒によるアナフィラキシーショック対策に取り組むなど、従業員の健康維持に努める。
- (7) 伐採事業者と造林事業者は、林業労働者の雇用の安定を図るため、林業労働力の確保に関する法律に規定されている認定林業事業者の認定を受けるよう努める。

5 伐採事業者と造林事業者の連携強化への取り組み

伐採事業者と造林事業者の連携の定着と深化を図るため、今後の伐採造林を連携して実施する旨に同意した際は、書面での協定締結や覚書を交わすとともに、保管することとする。

6 取組の推進と支援等

- (1) 県は地域で開催される会議や研修会の場などを利用して、伐採事業者と造林事業者の連携の意識醸成や連携の推進を図る。
- (2) 県は、伐採事業者と造林事業者が連携に係る協定や覚書を取り交わすよう指導・助言する。

(3) 県及び市町村は、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書の受理や森林経営計画の認定、保安林に係る手続き（作業許可申請等）の際に連携の有無を口頭等により確認するなど、できる限り情報の把握に努めるとともに、必要に応じて指導・助言を行う。